

○街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

平成23年12月22日

福岡県公安委員会規程第3号

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程を次のように定める。

街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡県警察が運用する街頭防犯カメラシステムに関し必要な事項を定め、もって、その適正な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラシステム 街頭防犯カメラによって撮影した画像をモニターの画面に映し出し、又は録画する装置をいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び被害の未然防止を図ることを目的として、公共空間を撮影するカメラ装置をいう。
- (3) モニター 街頭防犯カメラにより撮影された画像を表示する装置をいう。
- (4) 画像データ 街頭防犯カメラにより撮影した画像を電磁的記録媒体に記録したものをいう。

(管理運用の原則等)

第3条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの管理及び運用に当たっては、個人のプライバシー及び権利を不当に侵害することのないように配慮しなければならない。

2 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、責任者を指定するものとする。

(設置の明示)

第4条 警察本部長は、街頭防犯カメラが設置されていることが現場において明らかになるよう必要な措置を講ずるものとする。

(画像データの活用)

第5条 警察本部長は、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のため必要と認められる最小限度

の範囲内で画像データを活用することができる。

(報告)

第6条 警察本部長は、前条の規定による画像データの活用状況を定期的に福岡県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況を定期的に公表するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。